

# 3. 年金制度について

## 【1】 公的年金制度について

わが国の公的年金制度は、基礎年金制度(国民年金)と被用者年金制度(厚生年金保険)で構成されています。1階部分の国民年金は、20～60歳の全員に共通する制度で、基礎年金を支給します。

2階部分は、被用者(会社員や公務員)のための制度で、給料等に比例した年金を支給します。平成27年10月に被用者年金制度が一元化され、公務員も厚生年金保険に加入することになりました。

ただし、厚生年金の被保険者(加入者)は勤務の形態により下図の4通りに区分され、実施機関も異なります。公務員としての勤務における年金決定は、厚生年金期間のうち国共済と地共済の合計期間で計算・支給します。

### <厚生年金と国民年金の被保険者>

被用者 年金制度	厚生年金	一般(第1号) 厚生年金 被保険者	国共済(第2号) 厚生年金 被保険者	地共済(第3号) 厚生年金 被保険者	私学共済(第4号) 厚生年金 被保険者	
	国民年金	第1号 被保険者 (自営業者)	第2号 被保険者 (民間会社員や公務員など)			第3号 被保険者 (第2号被保険者の 被扶養配偶者)

### <厚生年金保険者の種別と名称 実施機関>

厚生年金の種別	名 称	対 象 者	実 施 機 関	
第1号厚生年金	一般厚生年金	民間会社員	日本年金機構	
第2号厚生年金	国共済 厚生年金	公務員 厚生年金	国家公務員 (国家公務員の 共済組合の組合員)	国家公務員の共済組合 (文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合、 防衛省共済組合、日本郵政共済組合 など)
★ 第3号厚生年金	地共済 厚生年金		地方公務員 ★ (地方公務員の 共済組合の組合員)	地方公務員の共済組合 (公立学校共済組合、地方職員共済組合、市町村 職員共済組合、警察共済組合 など)
第4号厚生年金	私学共済厚生年金	私立学校教職員 (私立学校職員共済の 加入者)	日本私立学校振興・共済事業団	

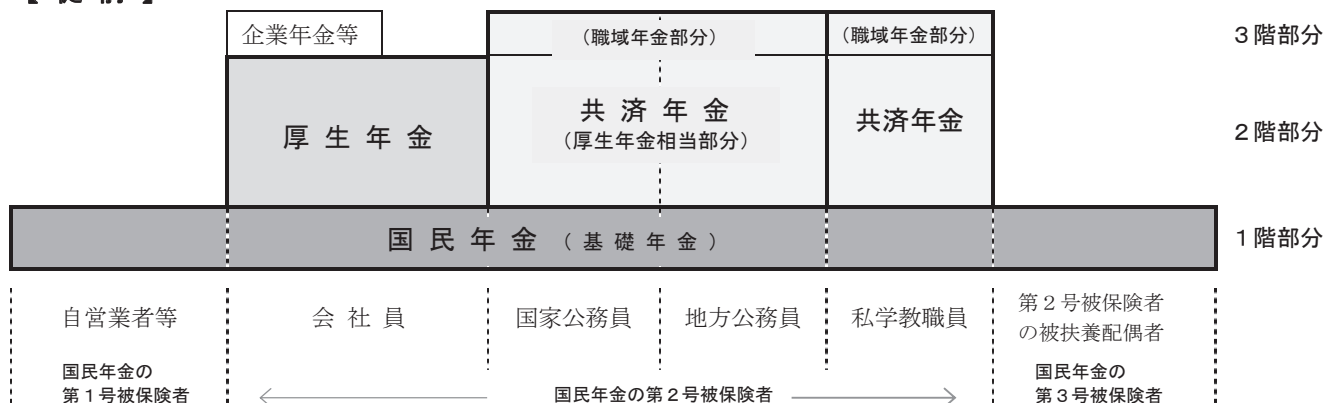
### <国民年金の被保険者の種別>

公的年金制度の1階部分となる国民年金の対象者は、以下のように区分されます。

被 保 険 者 の 種 別	対 象 者
国民年金第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業、学生など
★ 国民年金第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者 ★
国民年金第3号被保険者	国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人

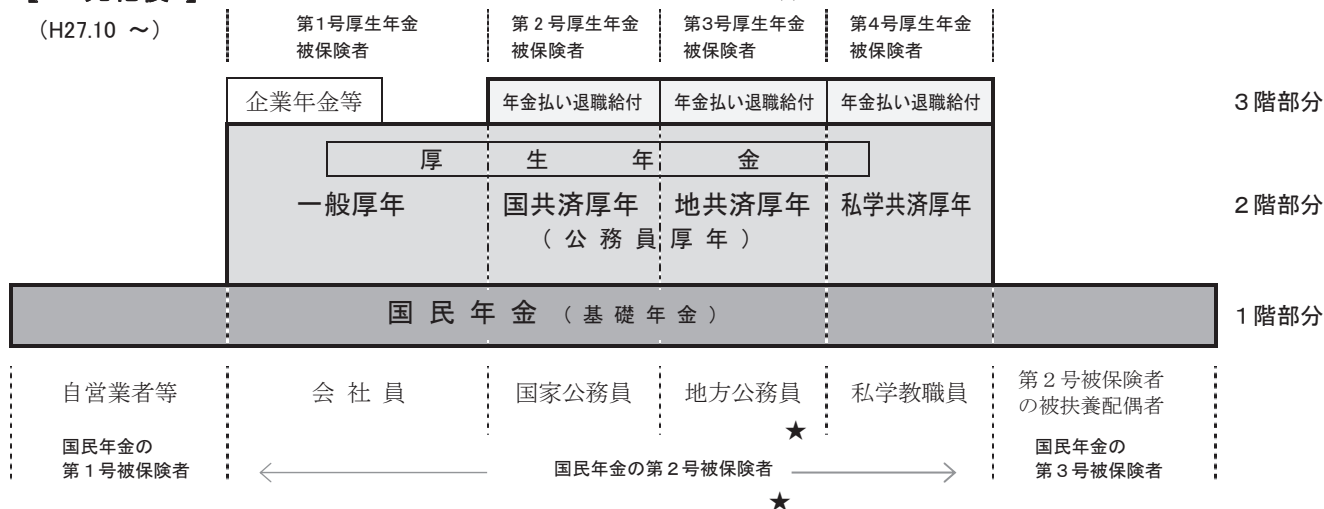
## <被用者年金一元化の制度変更イメージ>

### 【従前】



### 【一元化後】

(H27.10 ~)



## <被用者年金制度一元化による主な変更点>

### 1 2階部分を厚生年金に統一

従前は、民間企業に勤めている方は厚生年金に加入し、公務員や私立学校の教職員は共済年金に加入していましたが、平成27年10月以降は公務員等も厚生年金に加入することとなり、2階部分の年金は厚生年金に統一されました。

### 2 3階部分（職域年金）の廃止

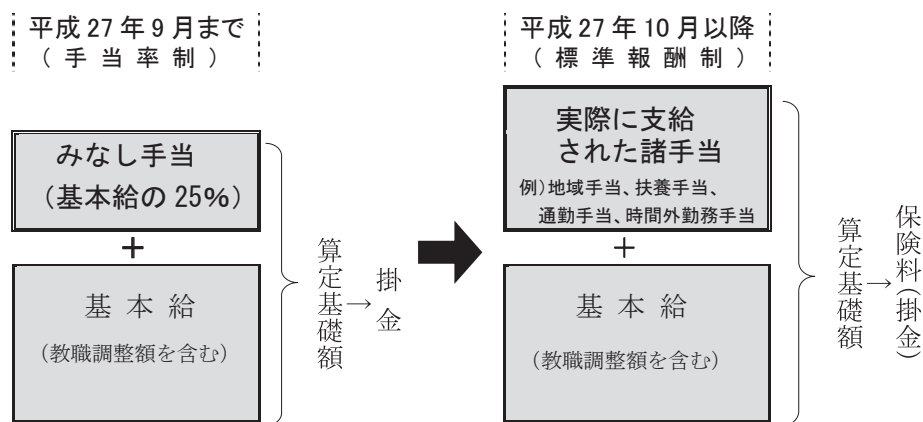
共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。ただし、一元化前の組合員期間については、経過措置として、一元化前の方式により職域部分が支給されます。

### 3 標準報酬制への移行

被用者年金一元化後（平成27年10月以降）は、保険料および給付額の算定基礎が従前の手当率制から、厚生年金制度が採用している標準報酬制に変更されました。

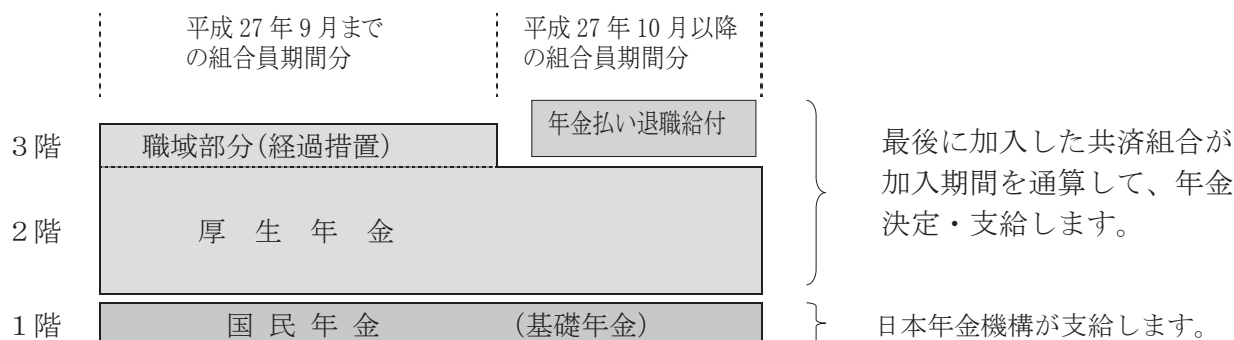
### ＜被用者年金一元化による標準報酬制の導入＞

従前の共済年金制度では、地方公務員は一律のみなし手当(基本給の25%)を用いて算定していました。標準報酬制では、実際に支給された諸手当を加えた額を基に算定します。標準報酬制では、毎年4～6月の報酬の平均額を基に「標準報酬月額」を決定し、同年9月から翌年8月までの保険料(掛金)の算定基礎とします。



今までは、似たような昇給経過で勤務年数も同じなら、年金額にあまり差はありませんでした。しかし、標準報酬制の導入で、積算する算定基礎額に差が出るので、平成27年10月以降の加入歴にもよりますが、個人ごとに年金額に差がでてくるのが予想されます。

### ＜被用者年金一元化後の年金支給イメージ＞



#### ※ 3階部分について

- ・平成27年9月までの期間に応じた職域部分は、これまでどおり支給されます。
- ・平成27年10月以降は、新たに公務員独自の「年金払い退職給付」が創設されました。

#### ※ 2階部分(第2号厚生年金、第3号厚生年金)について

- ・公務員の共済組合の加入期間は、国家公務員と地方公務員の加入期間を通算します。
- ・平成27年9月までの共済制度の加入期間についても、国共済(第2号厚生年金)又は地共済(第3号厚生年金保険)の加入期間となります。
- ・一般厚生年金(第1号厚生年金)の加入期間における年金は、日本年金機構が決定(年金証書の作成)し、支給します。
- ・私学共済(第4号厚生年金)の加入期間における年金は、日本私立学校振興・共済事業団が決定(年金証書の作成)し、支給します。

#### ※ 1階部分について

- ・厚生年金の被保険者は、20歳～60歳の間、国民年金にも加入しているので、加入期間に応じた老齢基礎年金が65歳から支給されます。

## 【2】年金給付の種類

### 1. 厚生年金の給付の種類

区 分	名 称	内 容
老齢給付	特別支給の老齢厚生年金 老齢厚生年金	受給資格を満たし、支給開始年齢に達したときに給付
障害給付 ※在職中の病気負傷により、障がいの状態になったとき	障害厚生年金	病気又は負傷した方が、障害等級1～3級の障害程度にあると認められたときに給付
	障害手当金	初診日から5年以内に治り、一定の障がい状態にあると認められたときに給付（在職中でも受給可）
遺族給付 ※死亡したとき	遺族厚生年金	組合員 又は組合員であった者が死亡したとき及び年金受給者が死亡したときに遺族に給付

### 2. 基礎年金（国民年金）の給付の種類

（令和3年度単価）

区 分	名 称	内 容
老齢給付	老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳から給付</li> <li>・ 保険料納付期間が480月（40年）であれば、満額780,900円です。</li> </ul>
障害給付	障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害基礎年金では、障害等級 1級～2級のみ 障害基礎年金（1級）：976,125円 障害基礎年金（2級）：780,900円</li> <li>加給年金（子のみ） 2人まで1人につき：224,700円 3人から1人につき：74,900円</li> </ul>
遺族給付	遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺族基礎年金では、子のいる配偶者又は子が対象になります。</li> <li>（1）死亡した人の配偶者であって、（2）に該当する子と生計を同じくしている人 遺族基礎年金額：基本額780,900円に子の加算額を加えた額。 子の加算額は、1人目と2人目の子はそれぞれ224,700円、3人目以降は1人につき74,900円</li> <li>（2）死亡した人の子（18歳に達する年度末までの子 又は障害等級1～2級の障がいの状態にある20歳までの子） 遺族基礎年金額：基本額780,900円に、子が2人以上のときは、2人目の子は224,700円、3人目以降は1人につき74,900円の加算額を加え、年金を受ける子の数で割った額</li> </ul>

## 【3】 老齢厚生年金

### 1. 受給資格は何年で発生するか【受給資格】

(1) 受給資格期間が 10年以上必要です。 受給資格期間は、下記の期間を合算します。

区 分		備 考	
a	厚生年金保険 の加入期間	第1号：一般厚生年金	民間会社で働いた期間
		第2号：国共済厚生年金	国家公務員の共済組合に加入した期間
		第3号：地共済厚生年金	地方公務員の共済組合に加入した期間
		第4号：私学共済厚生年金	私立学校の共済組合に加入した期間
b	国民年金保険料納付済期間		
c	国民年金法に規定する保険料免除期間	生活保護等により免除された期間	
d	国民年金法に規定する合算対象期間	任意加入期間など	

(2) 受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されました。

**平成 29 年 8 月 1 日施行**

従前は、年金の受給資格を満たすには「25 年以上」の資格期間が必要でしたが、平成 29 年 8 月 1 日から、「10 年以上」の受給資格期間で年金が請求できるようになりました。

### 2. 何歳から受給できるか【支給開始年齢】

「(本来支給の) 老齢厚生年金」が 65 歳から支給されます。また、生年月日に応じて、特例による「特別支給の老齢厚生年金」が、それぞれの支給開始年齢から 65 歳まで支給されます。支給開始年齢については、次ページのとおりです。

(1) 「特別支給の老齢厚生年金」 ※昭和 36 年 4 月 2 日以降の生まれの方には適用ありません。

上記 1. (1) の受給資格を満たし、1 年以上の厚生年金加入期間 (第 1 号～第 4 号を合算) がある者は、生年月日に応じて 65 歳まで支給されます。( 繰下げ請求はできません。)

(2) 「(本来支給の) 老齢厚生年金」

上記 1. (1) の受給資格を満たし、1 月以上の厚生年金加入期間 (第 1 号～第 4 号を合算) のある者が 65 歳に達したとき、「(本来支給の) 老齢厚生年金」の受給権が生じます。

この場合、65 歳までの「特別支給の老齢厚生年金」を受給していた方は、「特別支給の老齢厚生年金」の受給権は消滅します。

「(本来支給の) 老齢厚生年金」は、繰下げ請求ができます。(P.31 参照) 繰下げ請求は、1 年以上繰下げることがあり、最大で **120 か月 (75 歳まで)** の繰下げが可能です。

繰下げ請求した場合の年金額は、65 歳で請求した場合の年金額 (在職給料の調整あり。支給停止額を差引いた額) から 1 か月あたり 0.7% の増額になります。

**令和 4 年 4 月改正** : 繰下げの上限が、70 歳から **75 歳まで**に引き上げられました。

## 年金の支給開始年齢の引き上げ

昭和 24 年 4 月 2 日 ~ 昭和 28 年 4 月 1 日 生まれ	▼60 歳 特別支給の退職共済年金 (報酬比例部分)	▼65 歳 本来支給の退職共済年金 または、 <b>老齢厚生年金 ※</b> (報酬比例部分) 老齢基礎年金
昭和 28 年 4 月 2 日 ~ 昭和 29 年 10 月 1 日 生まれ	▼61 歳 特別支給の退職共済年金 (報酬比例部分)	▼65 歳 <b>老齢厚生年金 ※</b> (報酬比例部分) 老齢基礎年金
昭和 29 年 10 月 2 日 ~ 昭和 30 年 4 月 1 日 生まれ	▼61 歳 特別支給の老齢厚生年金 ※ (報酬比例部分)	▼65 歳 <b>老齢厚生年金 ※</b> (報酬比例部分) 老齢基礎年金
昭和 30 年 4 月 2 日 ~ 昭和 32 年 4 月 1 日 生まれ	▼62 歳 特別支給の老齢厚生年金 ※	▼65 歳 <b>老齢厚生年金 ※</b> 老齢基礎年金
昭和 32 年 4 月 2 日 ~ 昭和 34 年 4 月 1 日 生まれ	▼63 歳 ※	▼65 歳 <b>老齢厚生年金 ※</b> 老齢基礎年金
昭和 34 年 4 月 2 日 ~ 昭和 36 年 4 月 1 日 生まれ	▼64 歳 ※	▼65 歳 <b>老齢厚生年金 ※</b> 老齢基礎年金
昭和 36 年 4 月 2 日 以降の生まれ ★ 令和 3 年度末 定年退職者 (60 歳)		▼65 歳 <b>老齢厚生年金 ※</b> 老齢基礎年金

※被用者年金一元化によって、平成 27 年 10 月以降に受給権が発生する年金は、「老齢厚生年金」の名称になります。

(注) 働くことが著しく困難な障がいの状態にある者（共済組合が定める 3 級以上の障害等級に該当する状態にある者）や、公務員共済の加入期間が 44 年以上の長期加入者については、退職後、報酬比部分支給開始年齢から定額部分が支給される特例があります。(P.29 参照)

※特別支給がない場合は適用されません。

### ○ 公務員以外の期間がある場合

厚生年金のうち第1号～第4号までの2つ以上の種別の期間がある場合の請求は、種別により受給権発生年齢が異なります。(下表)

第1号厚生年金(会社員)では、女性の支給開始年齢が男性より早くなっています。

生年月日による 支給開始年齢		生年月日	第1号厚生年金		第2号～4号厚生年金	
			男	女	男	女
制度ごと の加入期間	1年以上	S28.4.2～S30.4.1	61歳	60歳	61歳	61歳
		S30.4.2～S32.4.1	62歳	60歳	62歳	62歳
		S32.4.2～S33.4.1	63歳	60歳	63歳	63歳
		S33.4.2～S34.4.1	63歳	61歳	63歳	63歳
		S34.4.2～S35.4.1	64歳	61歳	64歳	64歳
		S35.4.2～S36.4.1	64歳	62歳	64歳	64歳
		S36.4.2～S37.4.1	65歳	62歳	65歳	65歳
		S37.4.2～S39.4.1	65歳	63歳	65歳	65歳
		S39.4.2～S41.4.1	65歳	64歳	65歳	65歳
		S41.4.2～	65歳			
制度を合算しても1年未満である場合			65歳			

### ○年金の構成図

一般的には次図のようなイメージになります。

#### 特別支給の老齢厚生年金

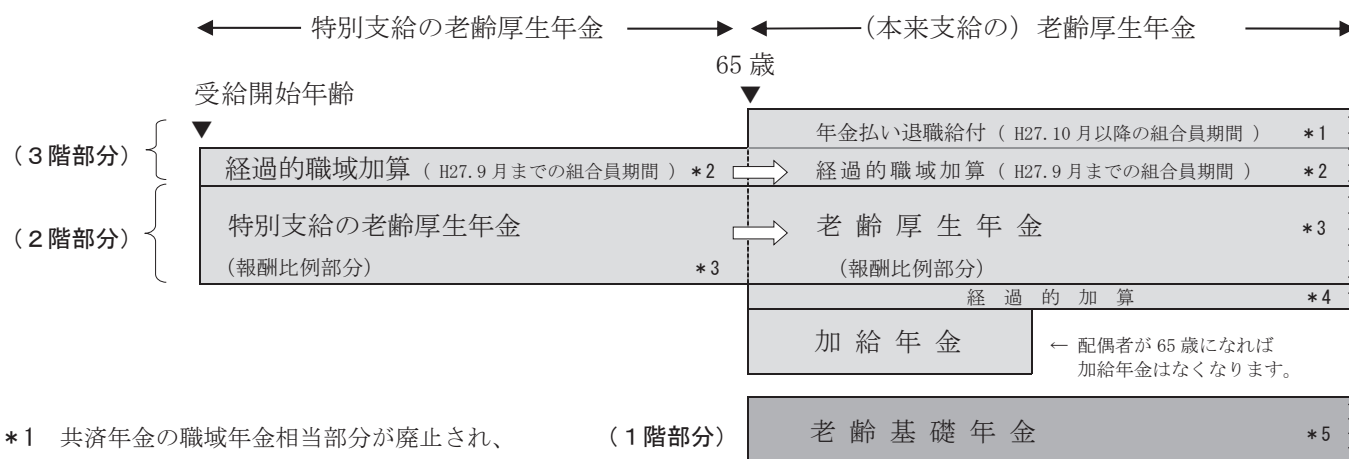
[支給要件]

受給資格を満たし、支給開始年齢に達した人  
※1年以上の厚生年金加入期間(合計)が必要

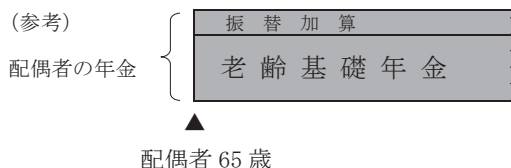
#### (本来支給の)老齢厚生年金

[支給要件]

受給資格を満たし、65歳に達した人



- \*1 共済年金の職域年金相当部分が廃止され、新たに創設されました。(詳細はP.32)
- \*2 旧共済年金制度の職域年金部分。平成27年9月までの組合員期間と給料を基に算出します。
- \*3 採用から退職までの給料を基に算出する報酬比例部分。
- \*4 基礎年金の算定月数が480月(40年)に満たない場合で、20歳未満や60歳到達後の厚生年金加入期間があれば、その月数の差が加算されます。
- \*5 65歳に達した後、日本年金機構から支給されます。  
(令和3年4月現在・満額で780,900円)



### 3. 加給年金

#### (1) 支給要件

満 65 歳に達した時、次の①、②の要件を満たす場合に支給されます。

- ① 厚生年金加入期間（第 1 号～第 4 号での合計）が 20 年以上あること。  
（第 1 号～第 4 号の複数の厚生年金制度の加入があれば、最も期間の長い制度で加算します。）
- ② 次表の者の生計を維持していること。（扶養認定、又は税法上の扶養者との関連はありません。）

配偶者	給与収入が年額 850 万円未満（おおむね 5 年以内に配偶者が定年退職し 850 万円未満になる場合を含む）又は 所得が年額 655 万 5 千円未満で、65 歳未満の者
子	18 歳に達した年度末までの者、又は 20 歳未満で共済組合が定める障害等級 1～2 級に該当する者

#### (2) 加給年金額（令和 3 年度単価）

対象者		加給年金額	特別加算額*
配偶者		224,700 円	165,800 円
子	2 人目まで 1 人につき	224,700 円	
	3 人目から 1 人につき	74,000 円	

\*特別加算額は**組合員の生年月日に応じて**加算されます。  
(昭和 18 年 4 月 2 日以降生まれの方は左記の額)

#### (3) 申請方法（加給年金対象者の生計維持認定）

老齢厚生年金の請求時に、上記（1）の支給要件を満たす配偶者等の生計を維持している旨の申請を行います。その際に添付書類として、戸籍謄本等が必要となります。

なお、昭和 36 年 4 月 1 日以前の生まれの方は、特別支給の老齢厚生年金の請求時に申請を行い、65 歳に到達する前に確認があります。

#### (4) 加給年金の停止

(1)に該当する者がいても、次の条件に当たる場合には、その条件がなくなるまで支給が停止されます。

- ◇ 加給年金対象者が厚生年金等の公的年金（厚生年金加入期間の合計が 20 年以上あるもの及び障がい給付事由とするもの）を受給するとき。（国民年金の老齢基礎年金、議員年金を除く。）
- ◇ 年金受給者本人が 65 歳以上で、再就職などで厚生年金（第 1 号～第 4 号）に加入となって、年金が全額支給停止となっている場合。
- ◇ 年金受給者本人が 65 歳未満で、障害者特例や長期在職の年金を受けていたが、再就職などで厚生年金（第 1 号～第 4 号）に加入した場合。（P29 参照）

#### (5) 加給年金の失権

加給年金対象者が次の要件に該当した場合には失権し、支給されません。また、いったん失権すると再び支給されることはありません。

- ◇ 死亡したとき。
- ◇ 離婚、婚姻等で、年金受給者との戸籍関係が絶えた場合。
- ◇ 配偶者が 65 歳となった場合。
- ◇ 子が 18 歳に達した年度末をむかえた場合。又は共済組合が定める障害等級 1～2 級に該当する子が 20 歳に達した場合。
- ◇ 対象者の収入が、上記に示した限度額を超えた場合。

#### (参考) 振替加算

加給年金対象者である配偶者が 65 歳に達すると加給年金は失権しますが、その配偶者が老齢基礎年金を請求する際に振替加算がつく場合があります。なお、振替加算額はその配偶者の生年月日で異なります。

これは、昭和 61 年 3 月以前は国民年金への加入が任意だったため、配偶者の老齢基礎年金額が低くなってしまいうケースが多いことから設けられた措置です。



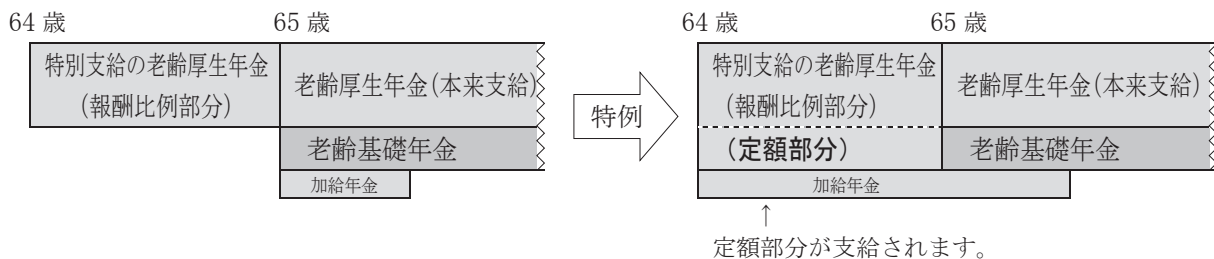
## 4. 長期在職の特例

※特別支給がない場合は適用されません。

公務員厚年の加入期間（厚生年金第2号及び第3号）が**44年以上**あれば、「特別支給の老齢厚生年金」の受給権発生時以降に、厚生年金制度（第1号～第4号）に加入していない状態であれば、老齢基礎年金に相当する年金額を定額部分として加算して支給されます。この特例に係る請求は不要です。

また、加給年金対象者となる配偶者や子がいれば、加給年金も請求できます。

(例)



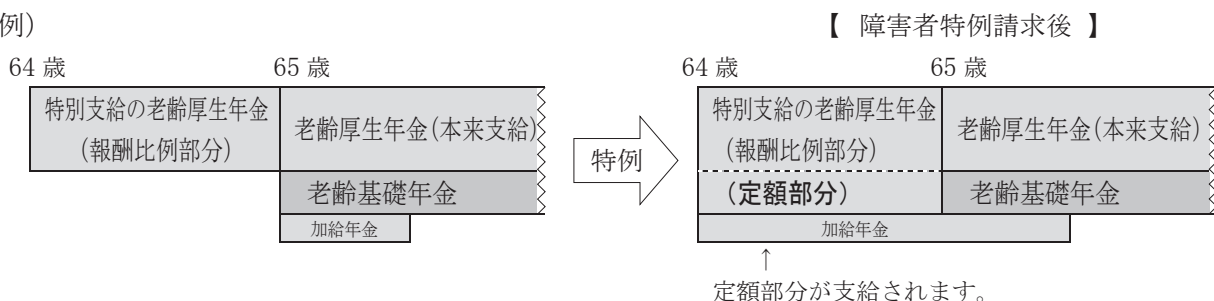
## 5. 障害等級が3級以上の場合(障害者特例請求)

※特別支給がない場合は適用されません。

「特別支給の老齢厚生年金」の受給権発生時に、障害等級が3級以上の障がいの状態に該当するときは、厚生年金制度（第1号～第4号）に加入していないことを要件に、「特別支給の老齢厚生年金」の報酬比例部分開始年齢から定額部分を受給することができます。ただし、障害者特例請求が必要です。

また、ご自身の厚生年金加入期間（第1号～第4号での合計）が20年以上あり、加給年金対象者となる配偶者や子がいれば、加給年金も請求できます。

(例)



### 【 長期在職特例 及び障害者特例 に係る注意事項 】

- ・長期在職特例や障害者特例が適用された年金を受給している者が、再就職などで厚生年金（第1号～第4号）に加入した場合は、特例が適用されなくなり「定額部分」と「加給年金」が支給停止されます。その後、離職等で再び特例要件を満たすこととなった場合は、共済組合に申し出てください。
- ・再任用フルタイム勤務から短時間勤務に変更して、地共済厚生年金（第3号）から一般厚生年金（第1号）の加入となった場合は、特例の適用とはなりません。その後、再任用短時間勤務をやめるなどして、一般厚生年金（第1号）の資格喪失をすると、特例の適用となります。この一般厚生年金（第1号）の資格喪失の際に、共済組合に申し出てください。

## 6. 年金の繰上げ制度について

### (1) 繰上げ支給の老齢厚生年金

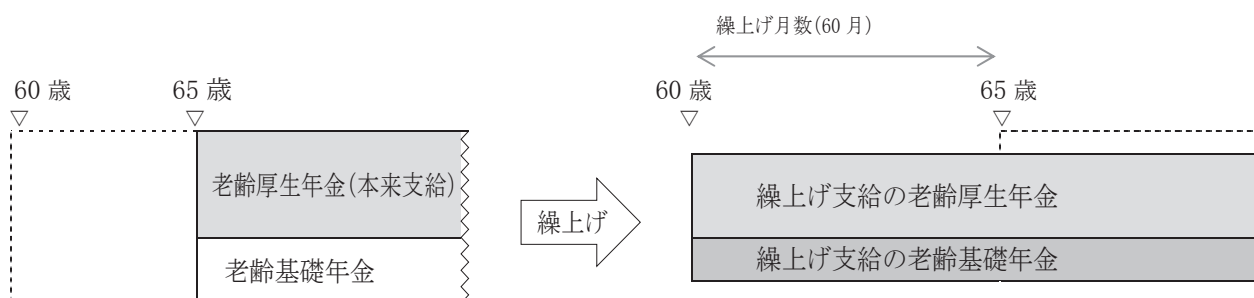
繰上げ請求を行うと、支給開始年齢前であっても老齢厚生年金を受給することができます。(この年金を「繰上げ支給の老齢厚生年金」といいます。)

ただし、繰上げ請求を行うことにより、年金額が減額されます。なお、請求を行うためには、次の①および②に該当する必要があります。

- ① 60歳に到達した日から支給開始年齢に到達する日の前日までの間に繰上げ請求を行うこと。
- ② 受給資格【P.25参照】を満たし、かつ、国民年金の任意加入被保険者でないこと。

重 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 繰上げは、厚生年金加入期間（第1号～第4号）の年金の、全てを同時に行うことになります。</li> <li>◆ 老齢基礎年金も同時に繰り上げる必要があります。</li> <li>◆ 繰上げ請求を行うと、<b>年金額が繰上げた月数1か月あたり0.4%減額</b>されます。 令和4年4月改正：0.5%から<b>0.4%</b>に引き下げられました。</li> <li>◆ 繰上げ請求を行うと、障害基礎(厚生)年金に関する以下の請求等ができなくなります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後重症などによる障害基礎(厚生)年金の請求</li> <li>・ 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求</li> <li>・ 3級の障害厚生年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求</li> </ul> </li> </ul>
--------	--

(例1) 65歳支給開始の者が60歳で繰上げ請求した場合

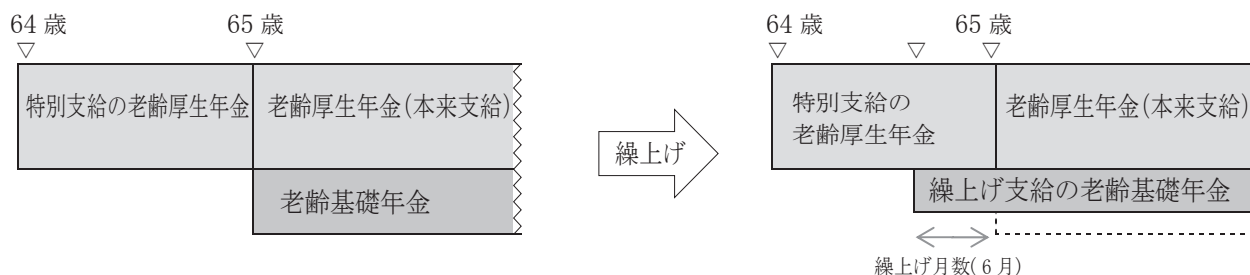


- ・ **繰上げ支給の老齢厚生年金** : 繰上げをしない場合の老齢厚生年金・老齢基礎年金の額から60月分(60歳～65歳の月数)が減額されます。  
**減額率は24% (60月×0.4%)**

### (2) 繰上げ支給の老齢基礎年金 ※特別支給がない場合は適用されません。

特別支給の老齢厚生年金の受給者は、特別支給の老齢厚生年金の受給開始後であれば、老齢基礎年金のみを繰上げ請求できます。

(例2) 64歳支給開始の者が65歳になる半年前に老齢基礎年金を繰上げ請求した場合



## 7. 年金の繰下げ制度について

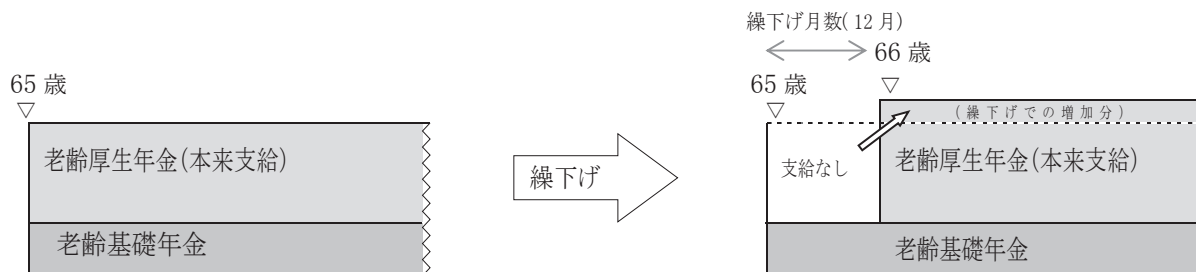
基本事項	<p>◆65歳で受給権発生する老齢厚生年金と老齢基礎年金は、繰下げ請求することができます。 (一方を繰下げ、もう一方は65歳で請求することもでき、双方を繰下げすることもできます。)</p> <p>◆繰下げ請求は、12か月以上繰下げる必要があり、<b>最大で120か月(75歳まで)の繰下げが可能</b>です。(65歳から66歳になるまでの間は、繰下げ請求できません。)</p> <p>令和4年4月改正：繰上げの上限が、70歳から<b>75歳まで</b>に引き上げられました。</p> <p>◆繰下げ請求を行うと、<b>年金額が繰下げた月数1か月あたり0.7%増額</b>されます。</p>
------	--

### (1) 老齢厚生年金の繰下げ

65歳で受給権が発生する「(本来支給の)老齢厚生年金」は66歳以降に繰下げて請求ができます。「特別支給の老齢厚生年金」の受給者は、65歳になる直前に、「①65歳から受給する」か「②66歳以降に繰下げる」かの調査をします。

重要	<p>◆老齢厚生年金の繰下げは、厚生年金加入期間(第1号～第4号)の年金を、すべてを同時に行う必要があります。</p> <p>◆老齢厚生年金の繰下げ請求で支給される年金額は、65歳で請求した場合の支給額(在職給料との調整あり。支給停止額を差引いた額)に対して、増額率を乗じた額です。したがって、給料との支給調整で、もともと支給できる額が少ない場合は、その少ない額に増額率を乗じるので、増額もわずかになります。</p> <p>◆老齢厚生年金を繰下げて支給がない間は、加給年金(P.28参照)が支給停止されます。</p> <p>◆障害年金(障害基礎年金を除く)または遺族年金の受給権がある方は、老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。</p>
----	--

#### (例) 老齢厚生年金を66歳で繰下げて請求した場合

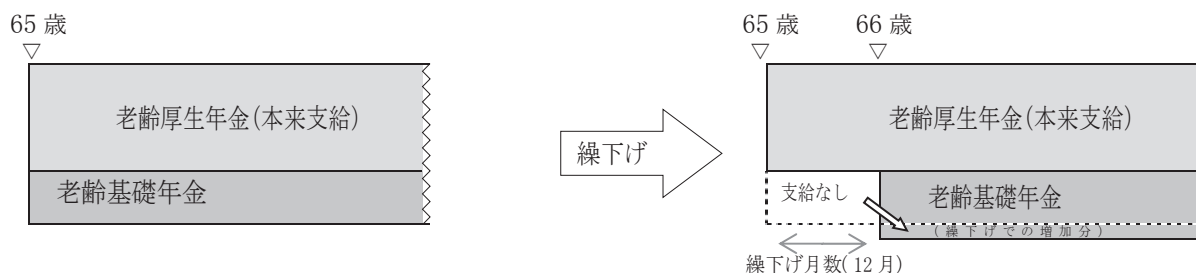


65歳で請求する老齢厚生年金の額から12月分(65歳～66歳の月数)が増額されます。**増額率は8.4%(12月×0.7%)**

### (2) 老齢基礎年金の繰下げ

老齢厚生年金の繰下げ請求をするしないうえに、老齢基礎年金のみを繰下げ請求できます。

#### (例) 老齢基礎年金を66歳で繰下げて請求した場合



65歳で請求する老齢基礎年金の額から12月分(65歳～66歳の月数)が増額されます。**増額率は8.4%(12月×0.7%)**

## 【4】 年金払い退職給付

( 法令上の正式名称：退職等年金給付 )

共済年金の3階部分にあたる「職域年金相当部分」が廃止され、新たな制度として創設されました。平成27年10月以降の組合員期間が算定の基礎となります。

旧「職域年金相当部分」は、共済年金の一部であり、現役世代の掛金収入で年金受給者の給付を賄う『賦課方式』でした。

一方、「年金払い退職給付」は公務員の退職給付の一部として導入されたもので、将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる『積立方式』です。

(参考) 給料明細の掛金表記例

標準報酬月額 500,000 円 (R 3.4.1)

共済掛金	短期	21,755 円
	介護	4,450 円
	長期/厚年	45,750 円
	退職等年金	3,750 円

毎月の標準報酬月額および期末手当等の額を基に算出した額(付与額)を退職するまで積み立てます。付与額に利息を合計した額(給付算定基礎額)をもとに年金額が決定されます。

積み上げている給付算定基礎額の残高は、在職中の組合員には年1回通知することとなっており、令和2年には9月初旬に公立学校共済組合本部から住所あてに圧着ハガキで送付されています。

「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」には、前年度(4月から翌年3月まで)の給付算定基礎額の残高などが表示されています。

### 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書 サンプル



101-0062  
東京都千代田区  
神田駿河台2-9-5

公立 太郎 様

1806285 221121 0000001# 0000001  
00001/00001 00000001



大切なお知らせ

#### 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

問い合わせ先 【令和元年度末残高】



**公立学校共済組合**

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

<https://www.kouritu.or.jp/>

電話 03-5259-1122

受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時から午後5時30分まで  
※間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないよう  
お願いします。

※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させて  
いただいております。ご理解くださいますようお願いいたします。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

親展

#### 給付算定基礎額残高通知書

( 2 年 4 月 ~ 3 年 3 月 )

公立 太郎 様 ( 8684100000001 ) 単位 円

(入金) 期月	①標準報酬月額	②付与額	③利息	④給付算定基礎額残高
前年度末				567,183
4 月	500,000	7,500	28	574,711
5 月	500,000	7,500	29	582,240
6 月	1,670,000	25,050	30	607,320
7 月	500,000	7,500	30	614,850
8 月	500,000	7,500	31	622,381
9 月	500,000	7,500	31	629,912
10 月	500,000	7,500	0	637,412
11 月	500,000	7,500	0	644,912
12 月	1,644,000	24,660	0	669,572
1 月	500,000	7,500	0	677,072
2 月	500,000	7,500	0	684,572
3 月	500,000	7,500	0	692,072
*標準報酬月額 欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。				
区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額	
⑤前年度末	567,183			
⑥付与額累計	124,710	—	—	
⑦利息額	179			
⑧今回通知	692,072			
⑨給付算定基礎額等合計	692,072			
⑩年金払い退職給付加入期間				5年6月
⑪付与率	令和2年4月～令和3年3月			1.500%
				%
⑫標準利率(年率)	令和2年4月～令和2年9月			0.060%
	令和2年10月～令和3年3月			0.000%

基礎年金番号 999999999

作成日 令和3年6月23日

用語の補足説明 ①付与率：現在の付与率は、掛金率と負担金率を合算した率と同じ率になっています。



②付与額：給料から徴収した掛金と雇用主が納めた負担金の合計です。保険料は労使折半なので、掛金の倍額となります。(雇用主が、掛金と同額の負担金を支払っています。)

## 1. 退職年金

1年以上引き続く組合員期間を有する方が、退職した後65歳に達したとき、又は65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。

受給は原則65歳からですが、60歳から繰上げ、又は75歳まで繰下げての請求も可能です。この場合、利子分だけ給付算定基礎額残高が増減します。

**令和4年4月改正**：繰上げの上限が、70歳から**75歳まで**に引き上げられました。

退職時まで積み立てた給付算定基礎額の半分は有期年金、半分は終身年金として支給され、有期年金は10年又は20年支給のいずれかを選択します。（一時金の選択も可能です。）

受給者がお亡くなりになった場合は、終身年金部分は終了し、有期年金の残余年月がある場合は、遺族に一時金として支給されます。

（年金額）

有期退職年金： $\text{給付算定基礎額残高} \times 1/2 \text{ ※1} \div \text{有期年金現価率} \text{ ※2}$  で計算します。

有期一時金： $\text{給付算定基礎額残高} \times 1/2 \text{ ※1}$  が一時金となります。

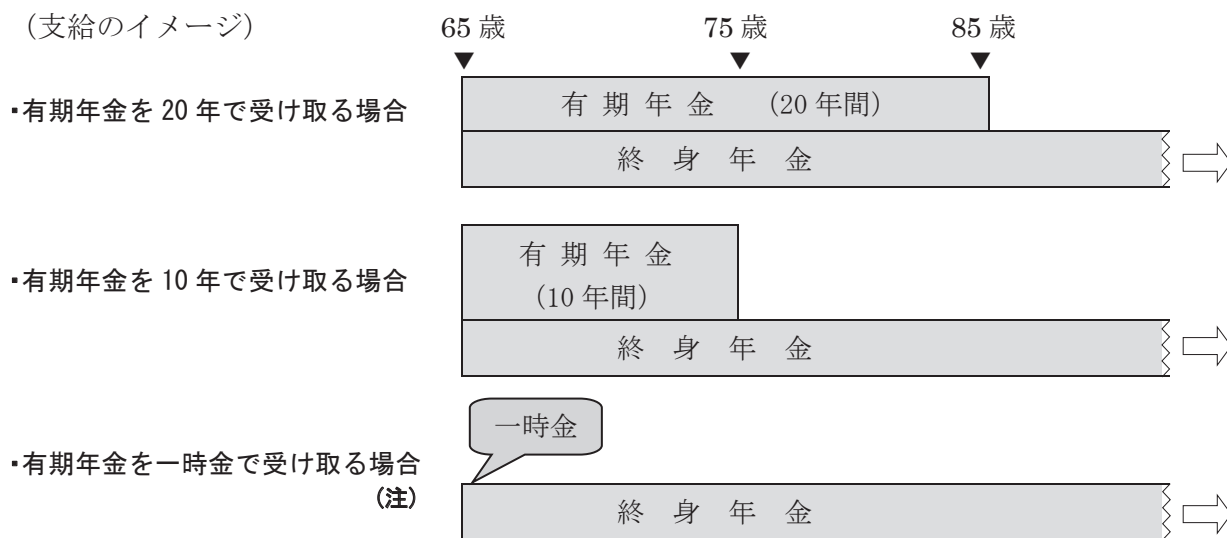
終身退職年金： $\text{給付算定基礎額残高} \times 1/2 \text{ ※1} \div \text{終身年金現価率} \text{ ※3}$  で計算します。

※1 組合員期間（平成27年9月以前の期間も考慮します）が10年未満では4分の1となります。

※2 支給残月数に応じて地方公務員共済組合連合会の定款で毎年定められます。（P.34 参照）

※3 受給者の年齢に応じて地方公務員共済組合連合会の定款で毎年定められます。（P.35 参照）

（支給のイメージ）



（注）有期年金を一時金で受け取る場合の注意事項

この年金払い退職給付にかかる所得税額は、退職手当金（4年以内に支給を受けたもの）から徴収された所得税を考慮して計算する必要があります。有期年金を一時金で請求する場合に限り、4年以内に支給を受けた退職手当金があれば、その「源泉徴収票の写し」が必要となります。

繰上げせず65歳で請求すれば、60歳の定年退職での退職手当金の「源泉徴収票の写し」は不要です。

## 2. 公務障害年金

公務による傷病により障がいの状態になった方に、障がいの状態である間、支給されます。

支給額は、2階部分の障害厚生年金と合わせて従来の公務等による障害共済年金と同程度の水準です。

## 3. 公務遺族年金

公務による傷病により亡くなられた場合で、遺族がいるときに支給されます。支給額は、2階部分の遺族厚生年金と合わせて従来の公務等による遺族共済年金と同程度の水準です。

## 令和2年10月から令和3年9月までの率

有期年金現価率

支給残月数	有期年金 現価率	支給残月数	有期年金 現価率	支給残月数	有期年金 現価率	支給残月数	有期年金 現価率
1月	0.083333	61月	5.083333	121月	10.083333	181月	15.083333
2月	0.166667	62月	5.166667	122月	10.166667	182月	15.166667
3月	0.250000	63月	5.250000	123月	10.250000	183月	15.250000
4月	0.333333	64月	5.333333	124月	10.333333	184月	15.333333
5月	0.416667	65月	5.416667	125月	10.416667	185月	15.416667
6月	0.500000	66月	5.500000	126月	10.500000	186月	15.500000
7月	0.583333	67月	5.583333	127月	10.583333	187月	15.583333
8月	0.666667	68月	5.666667	128月	10.666667	188月	15.666667
9月	0.750000	69月	5.750000	129月	10.750000	189月	15.750000
10月	0.833333	70月	5.833333	130月	10.833333	190月	15.833333
11月	0.916667	71月	5.916667	131月	10.916667	191月	15.916667
12月	1.000000	72月	6.000000	132月	11.000000	192月	16.000000
13月	1.083333	73月	6.083333	133月	11.083333	193月	16.083333
14月	1.166667	74月	6.166667	134月	11.166667	194月	16.166667
15月	1.250000	75月	6.250000	135月	11.250000	195月	16.250000
16月	1.333333	76月	6.333333	136月	11.333333	196月	16.333333
17月	1.416667	77月	6.416667	137月	11.416667	197月	16.416667
18月	1.500000	78月	6.500000	138月	11.500000	198月	16.500000
19月	1.583333	79月	6.583333	139月	11.583333	199月	16.583333
20月	1.666667	80月	6.666667	140月	11.666667	200月	16.666667
21月	1.750000	81月	6.750000	141月	11.750000	201月	16.750000
22月	1.833333	82月	6.833333	142月	11.833333	202月	16.833333
23月	1.916667	83月	6.916667	143月	11.916667	203月	16.916667
24月	2.000000	84月	7.000000	144月	12.000000	204月	17.000000
25月	2.083333	85月	7.083333	145月	12.083333	205月	17.083333
26月	2.166667	86月	7.166667	146月	12.166667	206月	17.166667
27月	2.250000	87月	7.250000	147月	12.250000	207月	17.250000
28月	2.333333	88月	7.333333	148月	12.333333	208月	17.333333
29月	2.416667	89月	7.416667	149月	12.416667	209月	17.416667
30月	2.500000	90月	7.500000	150月	12.500000	210月	17.500000
31月	2.583333	91月	7.583333	151月	12.583333	211月	17.583333
32月	2.666667	92月	7.666667	152月	12.666667	212月	17.666667
33月	2.750000	93月	7.750000	153月	12.750000	213月	17.750000
34月	2.833333	94月	7.833333	154月	12.833333	214月	17.833333
35月	2.916667	95月	7.916667	155月	12.916667	215月	17.916667
36月	3.000000	96月	8.000000	156月	13.000000	216月	18.000000
37月	3.083333	97月	8.083333	157月	13.083333	217月	18.083333
38月	3.166667	98月	8.166667	158月	13.166667	218月	18.166667
39月	3.250000	99月	8.250000	159月	13.250000	219月	18.250000
40月	3.333333	100月	8.333333	160月	13.333333	220月	18.333333
41月	3.416667	101月	8.416667	161月	13.416667	221月	18.416667
42月	3.500000	102月	8.500000	162月	13.500000	222月	18.500000
43月	3.583333	103月	8.583333	163月	13.583333	223月	18.583333
44月	3.666667	104月	8.666667	164月	13.666667	224月	18.666667
45月	3.750000	105月	8.750000	165月	13.750000	225月	18.750000
46月	3.833333	106月	8.833333	166月	13.833333	226月	18.833333
47月	3.916667	107月	8.916667	167月	13.916667	227月	18.916667
48月	4.000000	108月	9.000000	168月	14.000000	228月	19.000000
49月	4.083333	109月	9.083333	169月	14.083333	229月	19.083333
50月	4.166667	110月	9.166667	170月	14.166667	230月	19.166667
51月	4.250000	111月	9.250000	171月	14.250000	231月	19.250000
52月	4.333333	112月	9.333333	172月	14.333333	232月	19.333333
53月	4.416667	113月	9.416667	173月	14.416667	233月	19.416667
54月	4.500000	114月	9.500000	174月	14.500000	234月	19.500000
55月	4.583333	115月	9.583333	175月	14.583333	235月	19.583333
56月	4.666667	116月	9.666667	176月	14.666667	236月	19.666667
57月	4.750000	117月	9.750000	177月	14.750000	237月	19.750000
58月	4.833333	118月	9.833333	178月	14.833333	238月	19.833333
59月	4.916667	119月	9.916667	179月	14.916667	239月	19.916667
60月	5.000000	120月★	10.000000	180月	15.000000	240月★	20.000000

## 令和2年10月から令和3年9月までの率

基準利率

基準利率	0.00%
------	-------

終身年金現価率

年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率
59歳	28.231444	74歳	15.571289	89歳	5.689252	104歳	1.968384
60歳	27.345773	75歳	14.775829	90歳	5.256376	105歳	1.858217
61歳	26.466335	76歳	13.992946	91歳	4.849899	106歳	1.756043
62歳	25.594911	77歳	13.222976	92歳	4.471152	107歳	1.660618
63歳	24.732649	78歳	12.466615	93歳	4.124065	108歳	1.570274
64歳	23.879207	79歳	11.724919	94歳	3.811877	109歳	1.482278
★65歳	23.033747	80歳	11.000222	95歳	3.534228	110歳	1.391295
66歳	22.196743	81歳	10.295734	96歳	3.286967	111歳	1.285653
67歳	21.356477	82歳	9.614389	97歳	3.064755	112歳	1.137740
68歳	20.520049	83歳	8.959001	98歳	2.863237	113歳	0.878238
69歳	19.686151	84歳	8.332296	99歳	2.679558	114歳	0.824018
70歳	18.853785	85歳	7.736495	100歳	2.511696	115歳	0.734278
71歳	18.023492	86歳	7.173293	101歳	2.358046	116歳以上	0.541667
72歳	17.197495	87歳	6.644574	102歳	2.217141		
73歳	16.379050	88歳	6.150687	103歳	2.087653		

- ・「地方公務員共済組合連合会」のホームページより抜粋  
<https://www.chikyoren.or.jp/>

基準利率は、地方公務員等共済組合法に基づき、国債の利回りを基礎として、年金払い退職給付に係る積立金の運用状況 及びその見通し等を勘案して毎年9月30日に定められます。

## 【5】障害厚生年金

### 1. 障害厚生年金

次の支給要件①または②に該当する場合に請求できます。

#### 【支給要件①】

次の(ア)～(ウ)を満たす場合

- (ア) 病気にかかり、又は負傷した者で、その傷病について初めて医師の診療を受けた日(初診日)に組合員であった者。
- (イ) 次の①又は②の保険料納付要件を満たしていること。
- ①初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
- ②初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
- (ウ) 初診日から1年6月を経過した日又は、その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日(障害認定日)に一定の障がいの状態にあること。
- (注) 障害厚生年金は障害認定日において、その傷病が地方公務員等共済組合法施行令別表第1に定める障害等級1,2級又は3級に該当する障がいの状態に認定された場合、その障がいの程度に応じて支給されます。(障害等級は身体障害者手帳の等級とは関連がありません。)

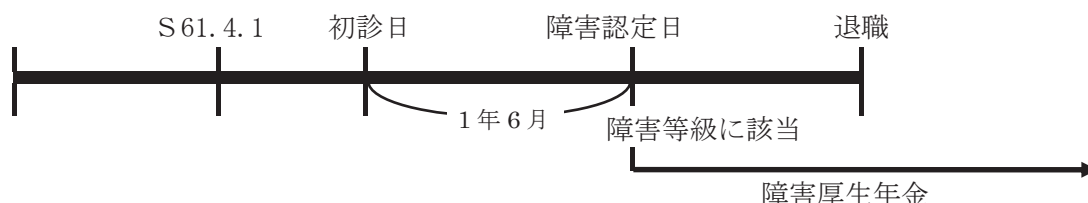
下記①～⑬の傷病は、それぞれ定められた日が障害認定日となります。  
(ただし、その日が初診日から1年6月経過後の場合は、初診日から1年6月を経過した日が障害認定日となります。)

- ① 上下肢いずれかを離断又は切断・・・その日
- ② 人工骨頭又は人工関節を挿入置換・・・その日
- ③ 脳血管疾患による機能障害・・・初診日から6か月を経過した日以後(注1)
- ④ 心臓ペースメーカー、ICD又は人工弁を装着・・・その日
- ⑤ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓・・・移植又は装着日
- ⑥ CRT、CRT-D・・・装着日
- ⑦ 人工血管(ステントグラフト含む)・・・挿入置換日(注2)
- ⑧ 人工透析を施行・・・透析開始から3か月を経過した日
- ⑨ 人工肛門を造設、尿路変更術を施行・・・施行開始から6か月を経過した日
- ⑩ 新膀胱を造設・・・その日
- ⑪ 喉頭を全摘出している・・・その日
- ⑫ 在宅酸素療法を行っている・・・その日
- ⑬ 遷延性植物状態であるもの・・・状態になった日から3か月を経過した日以後

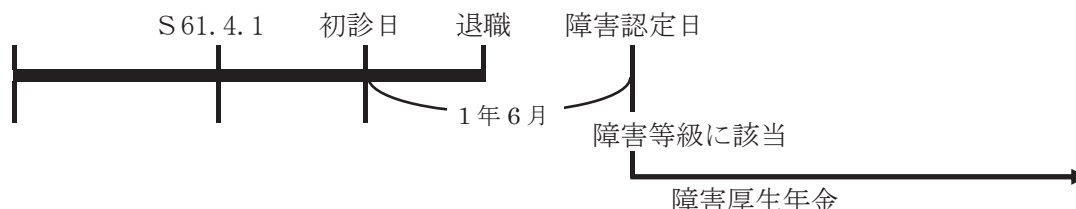
(注1) 医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等

(注2) 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤によるもの

(在職中認定例)



(退職後認定例)



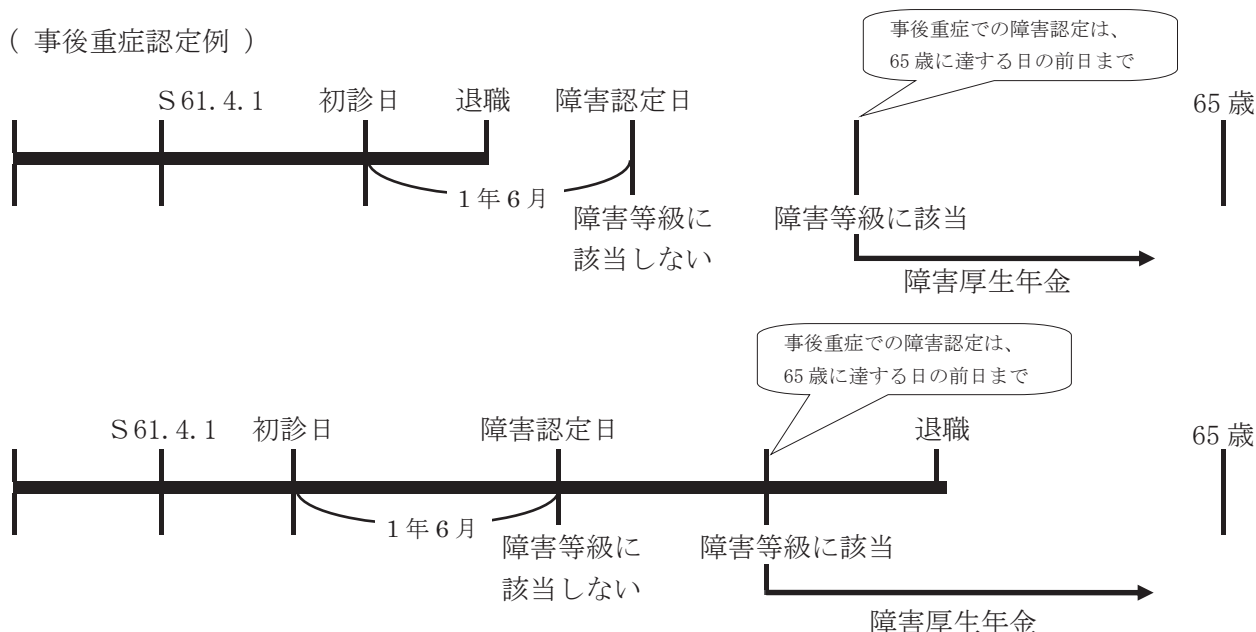


## 【支給要件②】

## 障害認定日以後に1～3級に該当する障がいの状態となったとき【事後重症制度】

傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあるため、その傷病の初診日が組合員期間であり、障害認定日に障害等級が1～3級に該当しなくても、その後、65歳に達するまでに障害等級1～3級に該当する障がいの状態になったときは、障害厚生年金が支給されます。

(事後重症認定例)



## 2. 障害手当金

## ア 支給要件

在職中に初診日のある傷病が、初診日から5年以内に治り、3級の障害よりやや程度の軽い障がいが残ったときに支給される一時金です。障害手当金を受ける場合も保険料納付要件を満たしている必要があります。

在職中でも受給可能です。障害手当金を受給したのち、同一傷病による障害厚生年金が発生する場合は、障害手当金を返還していただきます。

## イ 他の給付との調整

次の支給を受けられる場合、障害手当金は支給されません。

- ・ 国民年金法、厚生年金法または共済組合法による年金給付の受給権者
- ・ 通勤災害の障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者
- ・ 船員保険法による障害を事由とする給付を受けられる者

## ウ 障害手当金の額

障害手当金の額は、3級障害厚生年金（加給年金額を除く。）の額の2年分に相当する額が支給されます。ただし、障害基礎年金の4分の3に満たない場合は、その額が保障されます。

(参考)

## 障害基礎年金

障害等級が1級、2級の場合、日本年金機構から支給されます。

基礎年金種別		金額
障害基礎年金（定額）	1級	976,125円
	2級	780,900円
加給年金（子のみ）	2人まで1人につき	224,700円
	3人から1人につき	74,900円

(令和3年4月単価)

## 特別支給の老齢厚生年金にかかる特例について（障害者特例請求）

&lt;P.29 参照&gt;

共済組合が定める障害等級が3級以上に該当するときは、厚生年金制度に加入していないことを要件に、特別支給の老齢厚生年金の給料比例部分開始年齢から定額部分を請求することができます。

※特別支給がない場合は適用されません。

## 【6】 遺族厚生年金

### 1. 支給要件

- (ア) 組合員が死亡したとき
- (イ) 組合員期間中に初診があった傷病により、その初診から5年以内に死亡したとき
- (ウ) 1～2級の障害厚生年金(共済年金)の受給権者が死亡したとき
- (エ) 老齢厚生年金(退職共済年金)若しくは旧共済法に基づく退職年金(減額退職年金及び通算退職年金を含む。)の受給権者、又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき
- ⑨ (ア) と (イ) は国民年金の保険料納付要件が問われます。

※平成19年4月1日から、遺族基礎年金の受給権がない30歳未満の妻に対して支給される遺族厚生年金は、5年間で支給終了することになりました。

(平成19年4月1日前に遺族共済年金の受給権が発生した者は対象になりません。)

### 2. 遺族の範囲

組合員又は組合員であった者の死亡の当時、その者により生計を維持されていた者(同居かつ世帯が同一)で、給与収入が年額850万円未満(5年以内に定年退職し850万円未満となる者を含む)又は所得が655万5千円未満の次の者。

- (ア) 配偶者及び子(18歳に達した年度末までの間であって配偶者のない者、又は1～2級の障がいのある20歳未満の者) \*55歳未満の夫は対象外です。
- (イ) 55歳以上の父母
- (ウ) 孫(18歳に達した年度末までの間であって配偶者のない者、又は1～2級の障がいのある20歳未満の者)
- (エ) 55歳以上の祖父母

### 3. 遺族の支給順序等

- (ア) 遺族が2人以上いる場合は前記2(ア)から(エ)の最上位者が受給権者になります。上位の者が失権しても下位の者には支給されません。
- (イ) 同順位者が2人以上いる場合、遺族厚生年金の額はその同順位者の人数で等分されますが、送金はその中の遺族代表者の名義の口座にまとめて送金します。
- (ウ) 子に対する遺族厚生年金は、同順位者である妻が権利を有するときは、妻に支給されます。
- (エ) 遺族厚生年金の受給権者が夫、父母、祖父母で60歳未満であるときは、60歳に達するまで支給が停止されます。ただし、夫は遺族基礎年金を受給している場合に限り、遺族厚生年金もあわせて支給されます。(平成26年4月改正)

#### ( 参 考 )

##### 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、組合員の死亡当時、その者によって生計を維持されていた(年収が850万円未満)次の者がいる場合に日本年金機構から支給されます。

- (ア) 死亡した者の配偶者であって、(イ)に該当する子と生計を同一にしている者
- (イ) 死亡した者の18歳に達する年度末までの子または1級・2級の障がいの状態にある20歳未満の子
- ・子に対する遺族基礎年金は、配偶者がいる場合には支給は停止されます。
- ただし、子に対する支給が停止されている間、その年金は配偶者に支給されます。

## 【7】 再就職による年金の支給調整

再就職するなど、被用者年金制度(下記①から④の厚生年金保険)の被保険者(70歳以上で適用事業所に使用される場合を含む)になっている方が、年金と賃金の月額が一定の金額を超えた場合に、年金の一部又は全額が支給停止になります。

(令和4年4月時点)

厚生年金保険の種別		対 象 者
①	一般厚生年金(第1号)	・ 会社員 ・ 再任用の短時間(週20時間以上)勤務者
②	国共済厚生年金(第2号)	・ 国家公務員
③	地共済厚生年金(第3号)	・ 地方公務員 ・ 再任用フルタイム勤務者 ・ 臨時的任用職員
④	私学共済厚生年金(第4号)	・ 私立学校の教職員

(注) 上表の内容は、令和4年10月からの被用者保険制度(厚生年金・健康保険)の改正により一部変更予定です。(P47(3)参照)

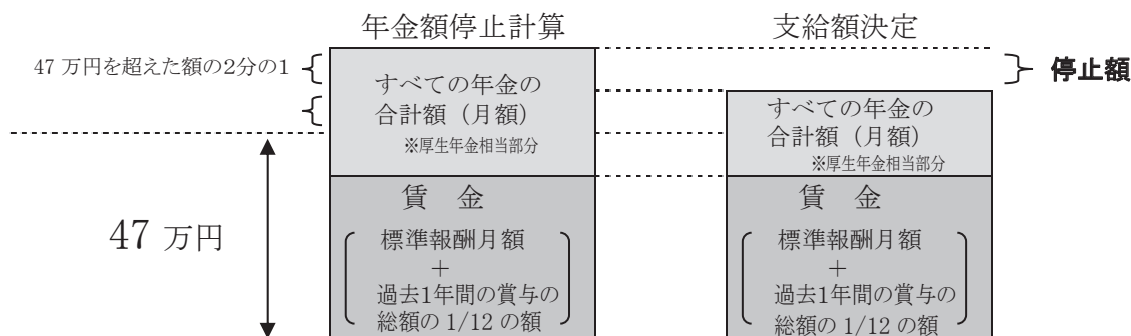
【支給調整】… 手続きは不要です。共済組合本部が日本年金機構や私学共済と情報交換します。ただし、情報のやりとりには時間を要するため、情報が入った時点でその都度遡って年金の支給調整がされることとなります。

概要	<p>複数の実施機関からの年金がある場合、全ての老齢厚生年金を合算して支給調整計算をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (賃金+年金)が<b>47万円</b>※を超えた場合は、超えた額の1/2が年金の支給停止となります。</li> <li>・ 上記②及び③の厚生年金に加入する間は、経過的職域加算の額は全額支給停止されます。</li> </ul> <p>※47万円は、物価と賃金の変動に応じて1万円単位で改定されます。</p> <p><b>令和4年4月改正</b> : 65歳未満の在職中の支給停止の基準額が、65歳以上の基準額と同額になり、28万円から<b>47万円</b>に緩和されました。</p>
----	---

年金の支給調整で用いる「年金」と「賃金」について

年金	老齢厚生年金の年金額(年額)うち、厚生年金相当部分(2階部分の給料比例部分)の額を12分の1した額。 ※上記①～④の全ての厚生年金支給額の合計額が調整対象となります。
賃金	標準報酬月額 + (その月以前の1年間の標準賞与額の総額 × 1/12)

### ● 年金 + 賃金 > 47万円



**(参考) 支給停止計算 (年金+賃金>47万円での計算)**

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{標準報酬月額} & & \text{過去1年間の} & & \text{厚生年金部分} & & \text{収入月額} \\
 \text{A} & & \text{B} & & \text{C} & & \text{D} \\
 & & \text{ボーナスの1/12} & & \text{の月額} & & \\
 \boxed{\phantom{00000}} & + & \boxed{\phantom{00000}} & + & \boxed{\phantom{00000}} & = & \boxed{\phantom{00000}} \\
 \\
 \text{収入月額} & & \text{支給停止調整額} & & \text{支給停止額} & & \\
 \left( \boxed{\phantom{00000}} - 47 \text{万円} \right) & \times & \frac{1}{2} & = & \boxed{\phantom{00000}} & & \\
 \text{E} & & & & & & 
 \end{array}$$

支給される額は…

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{厚生年金部分} & & \text{支給停止額} & & \text{職域年金部分} & & \text{年金の} \\
 \text{C} & & \text{E} & & \text{F} & & \text{G} \\
 \text{の月額} & & & & \text{の支給月額} & & \text{支給月額} \\
 \left( \boxed{\phantom{00000}} - \boxed{\phantom{00000}} \right) & + & \boxed{\phantom{00000}} & = & \boxed{\phantom{00000}} & & \\
 \text{E} & & & & & & 
 \end{array}$$

※C-Eがマイナスなら、ゼロ円。  
厚生年金部分の支給がない。

※フルタイム再任用では、職域年金  
は全額支給停止です。

※常勤講師も職域年金は全額支給停止です。(注)  
(注) 臨時に使用される職員の取り扱い等について、  
令和4年10月からの被用者保険制度の改正により  
変わる予定です。(P47(3)参照)

**用語の補足説明**

**A：標準報酬月額**

給料額に諸手当を加えて算出します。府教委の再任用制度における諸手当には、地域手当、教職調整額(給料額の4%)などがあり、通勤手当は1か月分あたりで算定されます。

**C：厚生年金部分の月額**

老齢厚生年金額(年額)を、12で割った1か月分で計算します。一元化前の退職共済年金では、その内訳での厚生年金相当部分が停止計算の対象となります。

公立学校共済組合が支給する老齢厚生年金(退職共済年金)だけでなく、日本年金機構や私学共済が支給する老齢厚生年金(退職共済年金)の額を合算します。

**F：職域年金部分の額**

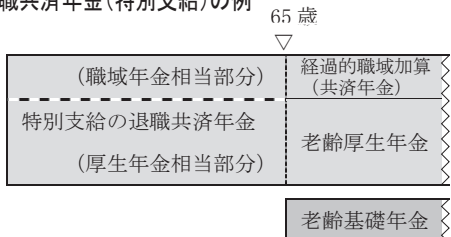
公務員年金の独自部分で、公的年金制度の3階部分にあたります。

再任用フルタイム・臨時的任用職員(常勤講師等)で、共済組合の組合員となる間は、職域年金相当部分は全額支給停止です。

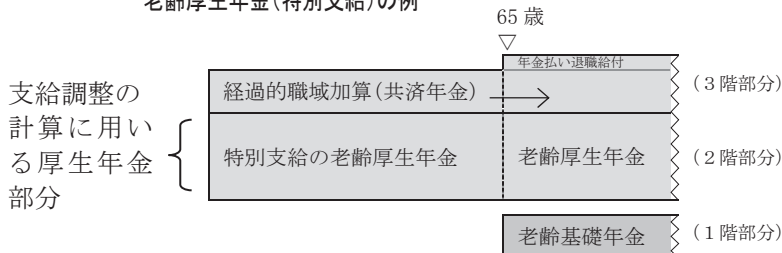
(注) 臨時に使用される職員の取り扱い等について、令和4年10月からの被用者保険制度(厚生年金・健康保険)の改正により変わる予定です。(P47(3)参照)

**(参考) 年金支給の略図**

**退職共済年金(特別支給)の例**



**老齢厚生年金(特別支給)の例**



## 【8】 再任用制度と年金の支給

再任用制度では、教育委員会や職種によって勤務形態が異なります。

例えば、府の事務職（府教育庁や府立高校の事務など）において、フルタイム勤務の任用は年金が支給される年齢となった年度末までとなり、その後は短時間での任用となります。

また、短時間勤務は、教育委員会や職種によって勤務時間や任用の有無が異なります。

### 1. フルタイム勤務（週 38 時間 45 分）の場合

引き続き共済組合員となり、厚生年金保険（地共済厚生年金(第3号)）への加入となり、年金と賃金の合計額によって年金の支給調整を受けます。

さらに、経過的職域年金相当部分（3階部分）が全額支給停止されます。

### 2. 短時間勤務（週 20 時間以上）で厚生年金加入になる場合

厚生年金保険（一般厚生年金(第1号)）への加入となり、年金と賃金の合計額によって年金の支給調整を受けます。

### 3. 短時間勤務（週 20 時間未満）で被用者年金制度に加入のない場合

被用者年金制度への加入となっていないため、年金は調整されず支給されます。

## 《 令和 4 年 3 月の定年退職者での概算 》

### 小中学校教諭の例（昭和 36 年 9 月 2 日生まれ）

- ・勤続年数 38 年
- ・標準報酬月額(退職時) 500,000 円
- ・年金額/年額 約 165 万円 … 65 歳になった翌月分(10 月分)から支給開始  
 (内訳) 老齢厚生年金 約 142 万円  
 経過的職域年金 約 23 万円

(金額は年額)

再任用勤務時間	週 38 時間 45 分 (フルタイム)	週 23 時間 15 分
加入する年金制度	地共済厚生年金(第3号)	一般厚生年金(第1号)
年金の支給調整	・(賃金+年金)が 47 万円※を超えた場合に支給調整 ※ <u>令和 4 年 4 月改正</u> ・経過的職域年金部分は、支給停止	・(賃金+年金)が 47 万円※を超えた場合に支給調整 ※ <u>令和 4 年 4 月改正</u>
給与等 (a)	約 472 万円	約 283 万円
年金 (b)	再任用 5 年目/令和 8 約 83 万円 ※9 月生なので 10 月分から	約 83 万円 ※9 月生なので 10 月分から
支給停止(c)	再任用 5 年目/令和 8 約 23 万円	約 0 万円
計(a+b-c)	再任用 5 年目/令和 8 約 532 万円	約 366 万円

**【重要】** この概算は、おおまかな目安です。給与や年金額、支給停止額については、実際とは異なります。年金額に定年退職後の加入期間は考慮していません。また、通勤手当を加算したりすることで支給停止額が大きくなります。 なお、65 歳から日本年金機構が支給する老齢基礎年金は計上していません。

(上記概算は、大阪府教育委員会での再任用給料で算出しています。政令指定都市の大阪市や堺市は、平成 29 年度から給料表が違いますので、若干異なる可能性があります。)

※令和 4 年 4 月に改正後の支給停止の基準額を使用しています。(令和 4 年 4 月より、65 歳未満の在職中の支給停止の基準額が、65 歳以上の基準額と同額になり、28 万円から 47 万円に緩和されました。)

## 《 既に年金を受給している方のケース 》

- ・受給者によって決定年金額に若干の違いがあります。ここでは、便宜的に前ページの年金見込額を利用しています。勤務時間ごとのおおまかな目安にしてください。

### 令和3年度 小中学校 教諭、再任用3年目、4年目の方の例

#### 【ケース1】令和4年3月31日までの支給調整

前ページのモデルケースを準用します。

- ・年金額 165 万円（厚生年金部分 約 142 万円、職域部分 約 23 万円）
- ・定年退職までの勤続年数 38 年

(金額は年額)

再任用勤務時間	週 38 時間 45 分(フルタイム)	週 23 時間 15 分
加入する年金制度	地共済厚生年金(第3号)	一般厚生年金(第1号)
年金の支給調整	・(賃金+年金)が 28 万円を超えた場合に支給調整 ・職域年金相当部分が、支給停止	・(賃金+年金)が 28 万円を超えた場合に支給調整
給与等 (a)	約 472 万円	約 283 万円
年金 (b)	約 165 万円	約 165 万円
支給停止 (c)	ほぼ全額が、支給停止	約 48 万円
計 (a+b-c)	約 472 万円	約 400 万円

#### 【ケース2】令和4年4月1日からの支給調整

前ページのモデルケースを準用します。

- ・年金額 165 万円（厚生年金部分 約 142 万円、職域部分 約 23 万円）
- ・定年退職までの勤続年数 38 年

(金額は年額)

再任用勤務時間	週 38 時間 45 分(フルタイム)	週 23 時間 15 分
加入する年金制度	地共済厚生年金(第3号)	一般厚生年金(第1号)
年金の支給調整	・(賃金+年金)が 47 万円を超えた場合に支給調整 ※ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和4年4月改正</span> ・職域年金相当部分が、支給停止	・(賃金+年金)が 47 万円を超えた場合に支給調整 ※ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和4年4月改正</span>
給与等 (a)	約 472 万円	約 283 万円
年金 (b)	約 165 万円	約 165 万円
支給停止 (c)	約 47 万円	0 円
計 (a+b-c)	約 590 万円	約 448 万円

## 【9】 雇用保険法による給付と老齢厚生年金との調整

※特別支給がない場合は適用されません。

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業等給付（基本手当等）を受ける場合は、老齢厚生年金の経過的職域加算を除いた全額が支給停止となります。

ハローワークに求職の申込みをされる前に、年金と失業等給付のどちらを受給したら有利になるか、十分検討してください。

※公務員（大学の教員等一部を除く）は、定年退職までは雇用保険の被保険者となっておりませんが、定年退職後、雇用保険適用事業所（民間企業等）に再就職した後、雇用保険法による失業等給付を受ける場合は調整の対象となります。《再任用教職員の方で、雇用保険法の適用を受けている方も同様です。》

〈例〉老齢厚生年金決定額（年額）	:	1,655,600円（※）
※（内訳）厚生年金相当部分の額	・ ・	1,420,800円 支給停止
経過的職域加算の額	・ ・	234,800円 支給あり

### 1. 基本手当を受給した場合の年金の支給停止期間

ハローワークに求職の申込みをした日の属する月の翌月から、基本手当の受給期間が経過した日の属する月、又は所定給付日数分の基本手当を受け終わった日の属する月まで（調整対象期間という）、老齢厚生年金の経過的職域加算を除いた全額が支給停止となります。

ただし、調整対象期間で基本手当が支給された日（これに準ずる日として政令で定める日を含む。）が1日もない月がある場合、その月については、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

政令で定める日＝現に基本手当の支給対象となった日に準ずる日
○待機期間 ○職業紹介拒否、訓練受講拒否に係る給付制限期間
○離職理由による給付制限期間

### 2. 基本手当と年金の調整のしくみ

	▼ 求職の申込み				▼ 受給終了	
	5月	6月	7月	8月	9月	
雇用保険		基本手当受給	基本手当受給	基本手当受給		
年金	年金支給	年金支給停止	年金支給停止	年金支給停止	年金支給	

### 3. 年金の支給停止及び解除

基本手当を1日でも受給した月がある場合、その月の年金は支給停止されることになり、基本手当の受給期間又は所定給付日数が満了した時点で、次の計算式により支給停止解除月数を計算します。

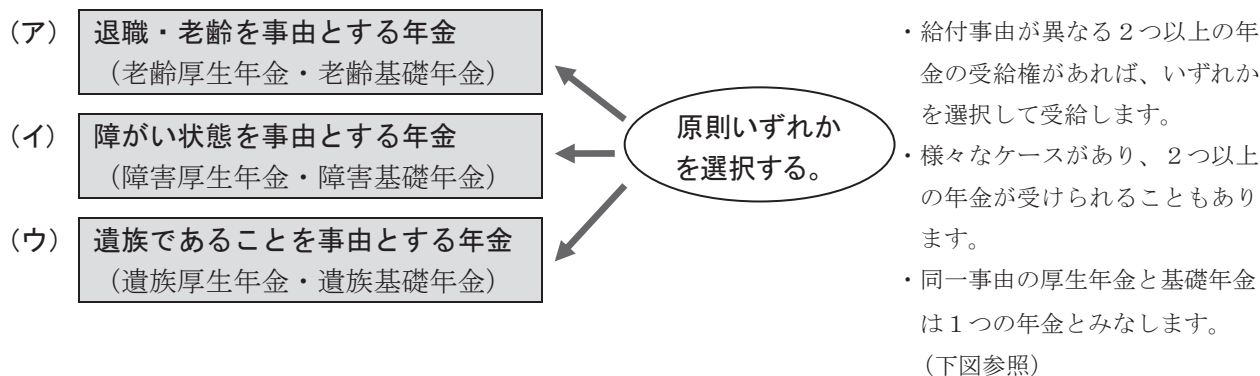
解除月数が1か月以上の場合は、それに相当する月数分の支給停止が解除され、直近の年金停止月分から順次遡及して支給します。

$\text{支給停止解除月数} = \text{年金停止月} - (\text{基本手当の支給対象となった日数} \div 30)$ <p style="text-align: center;">（端数は切上げ）</p>
---

## 【10】年金の併給調整 「一人一年金が原則」

公的年金制度では、一人一年金が原則となっています。老齢や障害、遺族など給付事由の異なる年金の受給権がある場合には、選択する一つの年金が支給され、他の年金は停止されます。このことを「併給調整」といいます。

どの年金を選択するかは、有利な方を選択していただけます。また、この選択は、いつでも将来に向かって変更すること（選択替え）ができます。



下図のように、厚生年金制度の年金と国民年金法による基礎年金は併給可能です。

### (ア) 老齢厚生年金と老齢基礎年金

老齢厚生年金（第1号：一般厚生年金）	日本年金機構が支給
老齢厚生年金（第3号：地共済厚生年金）	最後に加入した共済組合が支給
老齢厚生年金（第4号：私学厚生年金）	日本私立学校振興・共済事業団が支給
老齢基礎年金	日本年金機構が支給

### (イ) 同一の給付事由に基づく障害厚生年金と障害基礎年金

障害厚生年金	} 同一給付事由
障害基礎年金	

### (ウ) 同一の給付事由に基づく遺族厚生年金と遺族基礎年金

遺族厚生年金	} 同一給付事由
遺族基礎年金	

### (エ) 遺族厚生年金と老齢基礎年金

(ウ) の場合において遺族厚生年金の受給権者が65歳に達している場合には、その人は自分の老齢基礎年金を受給できるので、遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金又は自分の老齢基礎年金のどちらかを受給することができます。

遺族厚生年金	} 同一給付事由
老齢基礎年金	
又は	
遺族厚生年金	}
遺族基礎年金	

### (オ) 老齢厚生年金又は遺族厚生年金と障害基礎年金

65歳以上の障害基礎年金の受給権者が、老齢厚生年金又は遺族厚生年金の受給権者である場合は、老齢基礎年金又は遺族基礎年金を停止し、障害基礎年金を受給することができます。

老齢厚生年金（または遺族厚生年金）
障害基礎年金



## 【11】年金の支給関係

### 1. 年金の支給開始月

「老齢厚生年金」は、受給開始年齢に到達した月の翌月分から受給できます。

受給権発生日が、誕生日の前日となりますので、1日生まれの方は前月末で受給権が発生し、当月分から受給できます。

### 2. 年金の定期支給日

原則、年金の支払いは下表のとおり、**2か月分**が**後払い**されることとなります。

対象月	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分	12月分 1月分	2月分 3月分
支給日※	6月15日	8月15日	10月15日	12月15日	2月15日	4月15日

※15日が土曜日のときは14日、日曜日のときは13日となります。

年金の裁定には時間を要し、請求書を共済組合に提出してから3～4か月以上かかります。再就職や給料額の把握を、各実施機関で連携して行う必要があるためです。

よって、最初の年金の送金は、上記スケジュールではなく、年金が裁定され、送金手続きができ次第の送金となりますので、支給対象月の支給日には送金されません。ご注意ください。

また、再任用フルタイム勤務中などで支給停止となっている年金受給者が、年度末に退職して退職改定請求（P8）を提出された場合にも、手続きに3～4か月以上かかりますので、6月15日の支給日には処理が間に合いません。4月分、5月分の年金は改定処理が済み次第の送金になります。

### 3. 年金に係る税金について

#### (1) 所得税

「(特別支給の)老齢厚生年金」は、所得税法上、雑所得として課税され、年金の支給のつど所得税額が源泉徴収されます。この税額の求め方は、次のとおりです。なお、障害厚生年金、遺族厚生年金は非課税です。

$$\text{所得税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \times 5.105\% \text{ (注)}$$

$$\downarrow$$

$$\text{控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

(注)「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成25年1月以降、所得税額の2.1%を復興特別所得税として併せて源泉徴収されます。

各種控除〔配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦(夫)控除〕を受けるには、年金請求時に「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」の提出が必要です。ただし、在職中の方は給料の年末調整で「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出するようにしてください。

課税対象となる年金の支給がある方には、毎年10月に翌年分の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送られてきますので、ご確認ください。

年金からの源泉徴収額については給与所得のような年末調整は行われませんので、「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」により申告した事項に年の途中で変更が生じた場合、社会保険料控除やその年中に他の所得がある場合は、確定申告の期間内に所轄の税務署で確定申告により精算してください。

また、給与所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等を「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」にも記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告にて所得税額を納付することになる場合があります。

なお、公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、その他の所得金額が 20 万円以下の方は、確定申告の必要はありません。

確定申告に必要な「(特別支給の)老齢厚生年金」の源泉徴収票は、**公立学校共済組合本部から毎年 12 月に送付されます。ただし、障害、遺族の年金は非課税のため送付されません。**

## (2) 住民税

「特別支給の老齢厚生年金」に係る住民税は年金からは源泉徴収されません。市区町村から送付される納付書に基づき、ご自身で納付していただくことになります。

また、65 歳以上になると、公的年金からの特別徴収(天引き)になります。老齢厚生年金を受給されている方は、日本年金機構から支給される老齢基礎年金から特別徴収されます。

### 【特別徴収の仕組み】

年金から徴収する各保険料及び住民税の額は、市区町村において算定し、市区町村からの依頼により年金から徴収して納付します。

年金から徴収した各保険料及び住民税の額は、送金案内でお知らせします。

各保険料及び住民税の額や算定方法に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村の担当課へお願いします。

## 【12】〈特集〉 年金制度改革法について教えて！

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が、6月5日に公布されました。

地方公務員に関わる制度については、主に次のような改正が行われます。

### 〈改正のポイント〉

#### (1) 在職中の年金受給の在り方の見直し 令和4年4月改正

##### ア 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金について、在職中の支給停止とならない範囲の拡大（現行28万円→改正後47万円）

支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準が、現行の28万円から47万円に引き上げられます。

##### イ 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映

65歳以降も厚生年金に加入して働き続けた場合に、年金額が毎年定時に改定されます。

#### (2) 受給開始時期の選択肢の拡大 令和4年4月改正

##### ア 現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大

繰り上げは60歳から、繰り下げは70歳までとなっている国民年金・厚生年金の受給開始時期について、繰り下げの上限が75歳に引き上げられ、増額率は最大 42%（12月×5年×0.7%） → 84%（12月×10年×0.7%）となります。

※在職中の方は、支給停止額を差し引いた額が、増額対象となります。

※年金払い退職給付の退職年金についても、繰り下げの上限が75歳に引き上げられます。この場合は、利子分だけ増加します。

##### イ 年金の繰り上げ受給した場合の減額率の改定（現行0.5%→改正後0.4%）

年金の繰り上げ受給した場合の減額率が、平均余命の延伸に伴い一月当たり0.5%から0.4%に引き下げられます。

#### (3) 被用者保険の適用拡大 令和4年10月改正

- 働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、パート・アルバイトなどの短時間労働者の社会保障を充実させるため、被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用拡大が行われます。
- この適用拡大に合わせて、地方公務員等のうち、厚生年金・健康保険が適用されている短時間勤務職員に対して、共済組合の短期給付・福祉事業が適用されます。
- 上記により新たに組合員となる短時間勤務職員、また、臨時に使用される職員については、長期給付（共済組合の年金）は適用しないものとされます。（厚生年金の適用となります。）

※「被用者保険の適用拡大」については、現時点では、制度の詳細は未定です。

# MEMO



かめるん